

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

656号
2020

令和2年度 「おうみの名工」「おうみ若者マイスター」が決定しました

令和2年度の滋賀県技能者表彰（おうみの名工）受賞者と、おうみ若者マイスター認定者が決定し、表彰式および認定式を、11月10日（火）に滋賀県庁で行いました。

○滋賀県技能者表彰（おうみの名工）

現役の優秀な技能者を表彰することにより、広く社会全般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的としています。

受賞者一覧

（敬称略・五十音順）

お名前	職種名	勤務先
小西 啓吾	ろくろ成形工	紫香陶房
葉茂 政宏	仏壇木地製造工	株式会社 大橋木工所
山元 克司	木製建具製造工	山元建具店



▲「おうみの名工」表彰受賞者



▲「おうみ若者マイスター」認定者

○おうみ若者マイスターの認定

優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」として認定するとともに、技能振興活動に協力していただくことで、若年技能者の技能研鑽への意欲向上と、社会全般に技能尊重の気運が醸成されることを目的としています。

認定者一覧

（敬称略・認定順）

お名前	職種名	勤務先
樋口 貴大	フライス盤工	パナソニック株式会社 アプライアンス社
廣田 皓平	溶射工	株式会社シンコー メタリコン

目次

- 表紙 「おうみの名工」「おうみ若者マイスター」決定
- P2 優秀労働障害者および障害者雇用優良事業所等表彰の受賞について
- P3 あいち技能五輪・アヒリンピック2020結団式を開催しました！
- P4 がん患者等就労支援サポート事業者表彰事業
- P4 最低賃金改正のお知らせ
- P5 高年齢者雇用安定法の改正について
- P5 男性の育児休業取得の促進
- P5 STOP！しわ寄せ
- P6 労働保険料等の納付は、「口座振替」が便利です！
- P7 失業期間なしの人材マッチング
- P7 障害者雇用納付金申告・申請に向けた説明会のお知らせ
- P8 ハローワークインターネットサービスを活用して人材を募集しませんか
- P8 「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」スポンサー募集
- P9 ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
- P9 生産性向上支援訓練&IT活用セミナースケジュール
- P10 労働委員会だより
- P11 滋賀県労働委員会委員の候補者の推薦について
- P11 中小企業退職金共済制度のご案内
- P11 シルバー人材センターからのお知らせ
- P12 労働相談Q&A

令和2年度滋賀県優秀勤労障害者および 障害者雇用優良事業所等表彰の受賞について

本県では、障害者雇用に対する県民および事業主の理解と関心を深めるため、毎年9月の障害者雇用支援月間に、優秀勤労障害者および障害者雇用優良事業所等の表彰を実施しています。

今年度は、9月14日に滋賀県庁新館大会議室で開催し、次の方々を受賞されました。

(敬称略・順不同)

■ 滋賀県知事表彰

(1) 障害者雇用優良事業所

社会福祉法人慈恵会 ゆいの里
タカラバイオ株式会社
湖南精工株式会社甲賀ファクトリー

(2) 優秀勤労障害者（氏名／勤務先）

川副 昌人 / 株式会社クレール	片山 昌彦 / 有限会社甲西紙工
井筒 裕文 / 株式会社クレール	上林明日香 / 社会福祉法人ひかり福祉会 セルプひこね
長谷川享史 / パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社	百々 幹人 / 株式会社ファインシンター滋賀工場
井上 凱人 / 株式会社ブリチストン彦根工場	清水 嵩 / タカラバイオ株式会社
川瀬 元気 / 湖北精工株式会社小沢工場	宮島 浩司 / 有限会社湖南地区資源開発センター
川口 由衣 / 三菱ケミカル株式会社滋賀事業所	磯田 尚子 / 株式会社ドン・キホーテ草津店
林 邦彦 / 株式会社精土	山元麻記子 / 小規模多機能型居宅介護事業所NPO法人宅老所 心
北川 凌 / 株式会社水口テクノス	

(3) チャレンジドWORK推進事業所

共栄精密株式会社高島きのこセンター

■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞

(1) 障害者雇用優良事業所

東びわこ農業協同組合
社会福祉法人近江和順会

(2) 優秀勤労障害者（氏名／勤務先）

菅波 智将 / 株式会社ニッパツ・ハーモニー滋賀営業所	東 祥朗 / カルビー・イートーク株式会社
市橋 悠仁 / 東レエンジニアリング西日本株式会社	中川 駿矢 / パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社
小関 大輝 / 長浜キヤノン株式会社	深田 雅人 / 株式会社ダイフク滋賀事業所
山脇加奈絵 / 長浜キヤノン株式会社	辻 健大 / 株式会社ダイフク滋賀事業所
山崎 克 / カルビー・イートーク株式会社	山岡 勇太 / 株式会社ダイフク滋賀事業所

■ 令和2年度障害者雇用支援月間ポスター原画（絵画・写真）コンテスト

写真の部 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長奨励賞

竹田 琴音 / 株式会社クレール

【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3759

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課 TEL：077-537-1214



あいち技能五輪・アビリンピック2020 結団式を開催しました!

令和2年11月13日(金)～16日(月)(アビリンピックは15日(日)まで)に愛知県で開催されます第58回技能五輪全国大会ならびに第40回全国障害者技能競技大会に参加する滋賀県選手団の結団式を執り行いました。

技能五輪全国大会は、全国から1,000名を超える参加者が集まり、青年(原則満23歳以下)の技能日本一を競う大会です。今回の第58回大会は、7会場40職種で技を競います。

今大会に出場する滋賀県選手は8名で、「機械組立て」「時計修理」「情報ネットワーク施工」など5職種に出場します。

全国障害者技能競技大会(愛称アビリンピック:アビリティ(能力)とオリンピックを合わせた造語)は、障害のある方々が日頃職場などで培った技能を競う大会で、今回の第40回大会は429名の選手が25種目で技能を競い合います。

今大会に出場する滋賀県選手は過去にアビリンピック県大会で好成績を取めた7名で、「木工」「電子機器組立」「ビルクリーニング」など7種目に出場します。



技能五輪全国大会出場選手



全国障害者技能競技大会出場選手

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 能力開発・人材育成係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL: 077-528-3755

令和元年度 がん患者等就労支援サポート事業者表彰事業 ～治療と仕事の両立に関して「積極的な取組」「新たな取組」を行っている事業者を表彰しました!!～

県では、「治療と仕事の両立」の必要性や意義について、社会・事業者に広く普及定着させるとともに、治療と仕事の両立を推進することを目的に、積極的な取組を行っている事業者を募集し、表彰しました。

賞	事業所名	取組のポイント
最優秀賞 (従業員50名以上)	株式会社 湖南製作所	<ul style="list-style-type: none"> ・がんを含む団体3大疾病保障保険への加入 ・職場復帰への丁寧な支援 ・喫煙者対象の外部講師による研修実施 ・健康情報の発信
最優秀賞 (従業員50名未満)	株式会社 K-works,	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が安心して働ける職場環境づくりと支援 ・がんを含む団体3大疾病保障保険への加入 ・外部講師によるたばこに関する研修実施

この度、優れた取組を行っている事業所を表彰するとともに、応募された事業所の取組を取りまとめました。

是非、各事業所の事例からがん等の治療と仕事の両立支援の取組のヒントをつかんでいただき、今後の取組にお役立てください。

「令和元年度がん患者等就労サポート事業者事例集」 ⇒⇒⇒



【お問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課 TEL: 077-528-3655

最低賃金改正のお知らせ

令和2年12月31日より下記のとおり**特定（産業別）最低賃金**が改正されます。

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	時間額 924円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額 933円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 917円
自動車・同附属品製造業	時間額 936円

**滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、令和2年10月1日から
時間額 868円となりました。**

- ・最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。
 - ・派遣労働者には派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。
 - ・特定（産業別）最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。
- ※詳しくは、滋賀労働局のホームページをご覧ください。（<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/>）

【お問合せ先】

滋賀労働局賃金室 TEL：077-522-6654 彦根労働基準監督署 TEL：0749-22-0654
大津労働基準監督署 TEL：077-522-6616 東近江労働基準監督署 TEL：0748-22-0394

～70歳までの就業機会確保～

高年齢者雇用安定法の改正について

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するために、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的として「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正されます。（令和3年4月1日施行）

70歳までの就業機会確保（改正高年齢者雇用安定法）（令和3年4月1日施行）

改正の趣旨

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図ることが必要。個々の労働者の多様な特性ニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設ける。

現行制度

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高年齢者雇用確保措置（①65歳まで定年引き上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止）のいずれかえを講ずることを義務付け。

※平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。
ただし、24年度までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年4月までに段階的に引き上げることが可能。（経過措置）

改正の内容（高年齢者就業確保措置の新設）（令和3年4月1日施行）

- 事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下の①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける。
- 努力義務について雇用以外の措置（④及び⑤）による場合には、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上で導入されるものとする。

〈高年齢者雇用確保措置〉 （65歳まで・義務）

現行

- | |
|--|
| ①65歳までの定年引き上げ |
| ②65歳までの継続雇用制度の導入
(特殊関係事業主(子会社・関連会社等)によるものを含む) |
| ③定年廃止 |

新設

〈高年齢者就業確保措置〉（70歳まで・努力義務）

創業支援等措置（雇用以外の措置）
(過半数組合・過半数代表者の同意を得て導入)

- | | |
|---|---|
| ①70歳までの定年引き上げ | ④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に
業務委託契約を締結する制度の導入 |
| ②70歳までの継続雇用制度の導入
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主に
よるものを含む) | |
| ③定年廃止 | ⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
b.事業主が委託、出資（資金提供）等する
団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入 |

今回の改正は、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けるものです。

【お問合せ先】滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL：077-526-8686

男性の育児休業取得の促進

厚生労働省では、男性の育児休業取得率を2020年度には13%に上げることなどを目標に掲げ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現に取り組んでいますが、育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの未だ低水準（令和元年度：7.48%）となっています（厚生労働省「雇用均等基本調査」）。勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっている中で、男性も子育てができる環境づくりが求められており、男性の育児休業取得促進に取り組む企業等を支援する必要があります。

男性の育児への参画促進は、「育児をしたい」という男性の希望の実現だけでなく、配偶者である女性の継続就業や第2子以降の出産意欲にも良い影響があるという点で、大変重要です。

○男性の育児休業取得に対する事業主のメリット

- ・優秀な人材の確保・定着
- ・職場内で業務の改善や働き方の見直しが行われ、職場の中の仕事の効率化、情報共有化の仕組み等を進めていくきっかけとなる

○両立支援等助成金（出生時両立支援コース）：男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み該当者が生じた場合に支給（支給要件あり）

○男性の育児休業の取得促進のための諸制度

- ・パパ休暇・・・子の出生後8週間以内の期間にされた最初の育児休業については、特別な事情がなくても再度の取得が可能です。
- ・パパ・ママ育休プラス・・・両親ともに育児休業をする場合で、要件に該当する場合、育児休業の対象となる子の年齢が、原則1歳に満たない子から原則1歳2か月に満たない子に延長されます。

○育メンプロジェクト

「職場の雰囲気」によって育児休業が取得できないとする男性が多いことを踏まえ、厚生労働省では、育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、男性の育児と仕事の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を平成22年度から実施しています。プロジェクトでは、男性の育児休業取得、仕事と家庭の両立、育児への参画を促すため、積極的に育児をしている・これからしたい男性や、企業・自治体、学生等に向けた様々な事業を実施しています。

両立支援等助成金について



育メンプロジェクト



【申請先・問合せ先】滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190



事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行いました。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

(※) 詳しくは、滋賀労働局雇用環境・均等室（電話077-523-1190）又は「しわ寄せ」防止特設サイト

滋賀労働局からのお知らせ

労働保険料等の納付は、「口座振替」が便利です！

【口座振替とは】

労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替の申し込みをすることで、届け出のあった口座から労働保険料や一般拠出金を引き落とし、国庫に振り替えることにより納付できる制度です。

【口座振替のメリット】

- ・ 保険料等の納付のために毎回金融機関の窓口に行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・ 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなり、延滞金を課される心配がありません。
(口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落とされます)
- ・ 振替の手数料はかかりません。
- ・ 保険料の納付（引き落とし）に通常の納付より最大約2カ月ゆとりができます。

【口座振替の申込み】

希望される方は、口座振替納付の開始を希望する納期に応じて、下の表の締切日までに申込用紙に必要事項を記入して、口座を開設している金融機関の窓口へ提出してください。

なお、申込用紙は、滋賀労働局労働保険徴収室、各労働基準監督署の窓口で交付を受けるか、滋賀労働局ホームページもしくは厚生労働省ホームページからダウンロードすることで入手できます。

【口座振替に関する期日一覧】

右の表のとおり、2月25日までに申込みいただきますと、令和3年度の年度更新手続きにかかる保険料の口座振替が可能となります。

納期・申込時期	第1期	第2期	第3期
申込み締切日	2月25日	8月14日	10月11日
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日
通常納付の納期限と比較した場合のゆとり日数	58日	14日	14日

※締切日・納期限・納付日は例年のものです。
休日にあたる場合は翌営業日に繰り越します。

【お問合せ先】 滋賀労働局労働保険徴収室 TEL：077（522）6520

「たすけあいの輪をむすぶ」
こくみん共済 coop は、次のステージへ

こくみん共済	団体生命共済	住まいる共済
総合医療共済	せいゆい共済	交通災害共済
マイカー共済	自賠償共済	新セット移行共済

こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

2520V007




公式キャラクター
ビットくん

たすけあいの輪をむすぶ

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

広告

こくみん共済 coop 滋賀推進本部
(滋賀県勤労者共済生活協同組合)
<https://www.zenrosai.coop>

● 共済ショップ大津店
大津市におの浜4-5-1
TEL 077-524-6031
【営業時間】 9:00~17:00

● 共済ショップ彦根店
彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F
TEL 0749-24-6605
【休日】土・日・祝日・年末年始

失業期間なしの人材マッチング

～失業なき労働移動の実現をめざす再就職・出向の専門機関～

確かな実績と信頼

当センターは、厚生労働省、経済・産業団体や連合などと緊密な連携により、全国ネットワーク「失業なき労働移動」の課題に取り組み、1987年設立以来、21万人の就職を実現。

幅広いデータベース

幅広い人材の採用、社員の再就職・出向をご希望の企業様にきめ細やかな相談、アドバイスを行っています。また、ハローワークや経済団体等と連携し豊富な人材情報を提供しています。

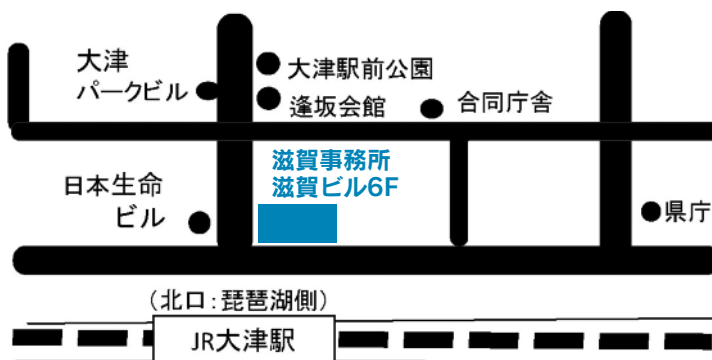
相談等の費用は無料

情報提供、相談、あっせんについての費用はかかりません。
 ☆再就職・出向等の人材マッチング
 ☆人材育成・交流、キャリアアップ出向支援
 ☆キャリア人材バンク事業
★セミナー事業のみ有料

お気軽にお電話にて
ご相談ください！！

【お問合せ先】

公益財団法人
 産業雇用安定センター 滋賀事務所
 〒520-0051 大津市梅林1-3-10
 滋賀ビル6階
 ★大津駅北口から徒歩3分
TEL : 077-526-3991
FAX : 077-526-2761
URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/>



事業主の皆様へ

令和3年度 障害者雇用納付金申告・申請に 向けた説明会のお知らせ

誰もが職業をとおして社会参加できる
共生社会 を目指しています



対象は？

【納付金申告及び調整金の申請】
 常用雇用労働者数100名超の事業主が対象となります。
 【報奨金の申請】
 常用雇用労働者数100名以下で一定数を超える障害者を雇用している事業主が対象となります。

内容は？

令和3年度「障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請」に向けた制度の変更点、具体的な事務手続き・電子申告申請等についてご説明します。
 また、新たに支給されることとなった「特例給付金」についてもご説明します。

いつ、どこで？

令和3年2～3月、右欄の順で開催します。

申込方法

当課より別途案内文書を発出いたします。お手数ですが、案内文書をご確認いただき、当課あてお申込み願います。
 また、機構滋賀支部ホームページにて「説明会の開催案内（参加申込書付き）」を掲載しています。
https://www.jeed.or.jp/location/shibu/shiga/25_ks.html

回	場 所	開催日	時 間	備 考
1	サントピア水口（甲賀市）	R3.2.10	13:30～	経験者向け
2	セミナー&カルチャーセンター「臨湖」（長浜市）	R3.2.12	13:30～	経験者向け
3	平野コミュニティセンター（大津市）	R3.2.16	13:30～	経験者向け
4	草津公共職業安定所（草津市）	R3.2.17	13:30～	初めての担当者向け
5	サントピア水口（甲賀市）	R3.2.25	13:30～	初めての担当者向け
6	彦根公共職業安定所（彦根市）	R3.3.3	13:30～	初めての担当者向け
7	滋賀職業能力開発短期大学校（近江八幡市）	R3.3.4	13:30～	初めての担当者向け
8	彦根公共職業安定所（彦根市）	R3.3.8	13:30～	経験者向け
9	草津公共職業安定所（草津市）	R3.3.10	13:30～	経験者向け
10	ポリテクセンター滋賀（大津市）	R3.3.12	13:30～	経験者向け
11	ポリテクセンター滋賀（大津市）	R3.3.16	13:30～	初めての担当者向け
12	彦根公共職業安定所（彦根市）	R3.3.19	13:30～	経験者向け
13	ポリテクセンター滋賀（大津市）	R3.3.24	13:30～	報奨金
14	滋賀職業能力開発短期大学校（近江八幡市）	R3.3.25	13:30～	経験者向け

【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部
 高齢・障害者業務課 担当：豊田・森下・高居・平木
TEL : 077-537-1214 / **E-mail : shiga-kosyo@jeed.or.jp**
HP : https://www.jeed.or.jp/location/shibu/shiga/25_ks.html

事業主の皆様へ

ハローワークインターネットサービスを活用して人材を募集しませんか

厚生労働省では、ハローワークの求人情報を検索・閲覧できるウェブサイト「ハローワークインターネットサービス」を整備し、1日約40万人の方にアクセスいただいています。

ハローワークに来所される方だけでなく、ウェブサイトを通じて多くの方々に求人情報を発信することができますので、ぜひ、ハローワークへの求人申込みをご検討ください。

インターネットでの求人申込みも可能です

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設いただくと、会社のパソコンから次のようなサービスをご利用いただけます。

- 求人の申込み ● 求人内容の変更や求人の募集停止、事業所情報の変更
- 事業所の外観、職場風景等の画像情報の登録・公開
- ハローワークから紹介した応募者の紹介状の確認、選考結果のハローワークへの連絡 など

ハローワークインターネットサービスのホームページはこちらからご覧ください

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



求人申込み手続きについては、こちらをご覧ください

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/job_offer01.html



【お問合せ先】

滋賀労働局
職業安定部職業安定課
TEL 077-526-8609

～子どもの居場所づくりを支える取組の輪が広がっています～

子どもの笑顔

はぐくみプロジェクト



「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」の Sponsor にぜひご登録ください！

- ・ 滋賀県では、様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組を推進しています。
- ・ そこで、子どもを真ん中においた地域づくりを応援する「子どもの笑顔の Sponsor」を募集しています！
- ・ お金、食品・商品・体験、場所、ボランティアなど、みなさまができるサポートをお願いしています。
- ・ 令和2年10月末現在、408の法人・団体と70名の個人の皆様からご支援いただいております。
- ・ ご登録は、右のQRコードまたは下記アドレスから！

【はぐくみプロジェクトHP】 <https://shiga-hug.jp>

【お問合せ先】 滋賀県子ども・青少年局 TEL : 077-528-3550



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ① あっせんにより円満解決 ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③ 早期解決 ④ 現在、無料にて実施

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13:00～17:00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13:00～17:00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760

広告



「人を大切にすることが、
当たり前であるように。」
滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.sr-shiga.com/>

21世紀職業財団

2020年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2021年1月19日(火) 13:30~16:30

開催方法 オンライン(Webシステム利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

担当講師 客員講師 杉本登志子

2. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。講師の講評や参加者同士の意見交換からも貴重な気づきが得られ、研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2021年2月2日(火) 9:30~16:30

開催方法 オンライン(Webシステム利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

担当講師 客員講師 村田早苗

3. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー スキルアップ編

相談者の訴えが複雑すぎる、重要な情報を記録できずハラスメント防止委員会に正確に報告できなかったなど、複雑な相談対応・正確な相談記録の書き方を学びます。

開催日時 2021年2月19日(金) 9:30~17:00

開催方法 オンライン(Webシステム利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

担当講師 客員講師 八木亜紀子

【お問合せ先】

公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL : (06)4963-3820

FAX : (06)4963-3821

E-mail : kansai@jiwe.or.jp

URL : http://www.jiwe.or.jp



多彩な力が活きる社会に

21世紀職業財団

満足度
99.1%

内容よし！講師よし！コスパよし！
ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練&IT活用カセミナー

◆生産管理、組織マネジメントなど生産性向上に◆

コースNo	開催日	コース名	会場
033	1/13	顧客志向の営業活動の分析と改善	①
025	1/14	効果的なOJTを実施するための指導法	①
034	1/19	品質管理実践	②
026	1/22	中堅・ベテラン従業員のためのキャリア形成	①
035	1/26	提案型営業実践	②
027	1/28	フォローアップによる組織力の向上	①
028	2/12	チーム力の強化と中堅・ベテラン従業員の役割	①
020	2/19	業務効率向上のための時間管理	①
036	2/25	サービスの品質改善と向上	①

◆業務の効率化に必要なITの活用や情報セキュリティ等に◆

コースNo	開催日	コース名	会場	使用ソフトウェア
K21	1/22	表計算ソフトの業務活用(Excel初級)	③	Excel2016
K23	2/16	ビジネス文書作成術(Word初級)	④	Word2010
K29	2/18・19	ピボットテーブルを活用したデータ分析(Excel中級)	③	Excel2016

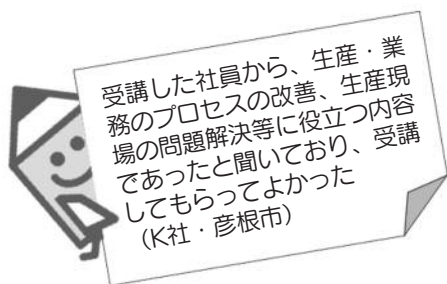
- ◆会場 ①ポリテクセンター滋賀(大津市)
②ポリテクカレッジ滋賀(近江八幡市)
③キャリアプラザビット滋賀本校(栗東市)
④国際経営情報専門学校(大津市)

◆訓練時間 9:30~16:30

◆受講料 K21、K23:2,200円/人 上記以外:3,300円/人

定員各回
15名

コース内容及び申込方法等は、下記HPをご参照ください。
10名様以上の場合は、貴社に講師を派遣して実施することもできます。



【お問合せ先】

ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター
生産性センター業務課 TEL: 077-537-1176

URL : https://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html

ハロートレーニング
— 急がば学べ —

労働委員会
だより

無料の出前講座を実施しています！ 研修会などで労働問題の基礎知識を学びませんか？

◇労働委員会の「出前講座」とは...

滋賀県労働委員会では、労働紛争の未然防止等を目的として、「出前講座」を実施しています。

経済団体や労働組合等が主催する会議や研修会の場に、労働委員会事務局職員が出向いて、労働問題の基礎知識、労働法制、重要判例など基本的な事項について説明します。費用は無料です。平成28年度から開始しており、これまで県内の企業、各種協会、業界団体、大学、高等学校等で実施しています。



◇「出前講座」の内容は...

使用者または労働者からの相談内容やあっせん事例に即したものの、今後増加が予想される労働問題、制度改正などについて、事前に御希望をお伺いした上で、具体的な内容を決定します。また、高等学校等では、アルバイトや就職の際に必要なワークルールの基礎知識等についての説明を行っています。

出前講座の日程、所要時間、テーマなどは、御希望に応じて設定が可能です。詳細は下記までお問い合わせください。

【出前講座のテーマ例】

- ・ 解雇制度と解雇権濫用法理
- ・ ハラスメント対策
- ・ 相談等の事例
- ・ 労使紛争の解決方法（相談機関等）など

<あっせん事例紹介コーナー> ～損害賠償請求の取下げを求めた事件～

Xさんは、小売チェーンのY店舗にアルバイトとして勤務していたところ、接客業務中に取引先業者による詐欺に遭い、売上金の一部25万円をだまし取られてしまいました。その報告を受けたY店舗オーナーはXさんに対して被害額の全額弁償を求めました。その際オーナーは被害額を取り返すことはできないと考え、警察に被害届を出していませんでした。

Xさんは、詐欺行為を見抜けなかった自分にも落ち度があると考えており、損害を与えたことに対する謝罪の気持ちはあるものの、詐欺に対する注意喚起が適切に行われていなかったにもかかわらず、全責任を自分に押し付けるオーナーの要求は受け入れられないとして、損害賠償請求の取下げを求めて労働委員会へあっせんで申請しました。

オーナーは、詐欺についての注意喚起は度々行ってきており、今回のような典型的な類型の詐欺

行為を見抜けなかったのはXさんの過失である上に、Xさんの態度には誠意が見られないとして、Xさんに対し全額弁償を求めると主張しました。

あっせん員は、オーナーに対し、被害届を出すことは経営者の責務であり、それをせずに従業員責任だけを追及するオーナーの姿勢をただしました。そして、今までこの店舗で今回のような詐欺に遭ったことはなかった上に、注意喚起として紙を掲示していただいただけでは徹底されていたとは言えず、仮に裁判になったとしても、Xさんの過失は認められない可能性が高いことを指摘しました。その上で、従業員あつての商売であり、今後も安心して従業員に働いてもらう環境を作っていくこともオーナーの役割であると伝えました。

その結果、オーナーは一定の理解を示したので、あっせん員が両者に対し、Xさんに弁償を求めない内容のあっせん案を示したところ、双方が合意し解決に至りました。

【お問合せ先】 滋賀県労働委員会事務局
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1（県庁東館5階）
TEL：077-528-4472

滋賀県労働雇用政策課からのお知らせ 滋賀県労働委員会委員の候補者の推薦について

第45期労働委員会委員の任期満了に伴い、第46期委員（任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日）の任命を行います。滋賀県の区域内のみに組織を有する労働組合で、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものは、労働者委員を推薦することができます。詳細は1月上旬に滋賀県公報でお知らせします。

◆滋賀県公報インターネット版 URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyourei/kouhou/

※労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。労働者委員は県内の労働組合、使用者委員は県内の使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、いずれも知事から任命されます。委員の任期は2年です。

◇推薦方法

- 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、所定の様式による推薦書及び履歴書を、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課へ提出してください。
- 推薦書の提出にあたっては、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合である旨の滋賀県労働委員会の証明書の添付が必要です。

◇推薦書等の提出期限（予定）

- 労働組合資格審査の申請（申請先：労働委員会事務局）：令和3年1月15日（金）頃
- 委員候補者の推薦（提出先：労働雇用政策課）：令和3年2月5日（金）頃

詳細は県公報でお知らせします

【お問合せ先】

◆委員候補者の推薦に関すること

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課労政福祉係 TEL：077-528-3751 Email：fe00@pref.shiga.lg.jp

◆労働組合の資格審査に関すること

滋賀県労働委員会事務局 TEL：077-528-4472 Email：le00@pref.shiga.lg.jp
URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/kumiai/310798.html

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

●パートタイマーさんもお加入いただけます。

●他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

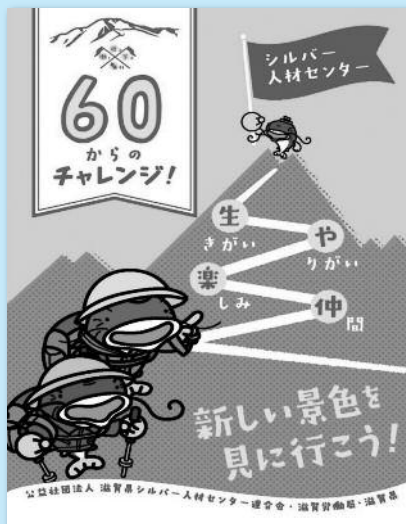
詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

シルバー人材センターからのお知らせ



◆技能講習 受講生募集

60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習会を開催します。
旅館ホテルスタッフ技能講習、介護送迎運転者講習
MOS検定対策講習（ワード編・エクセル編）等

◆会員募集

社会のために、自らのために、あなたの豊かな知識と経験をシルバー人材センターで活かしませんか。働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL：077-525-4128 FAX：077-527-9490
URL：https://www.sjc.ne.jp/shigapref

『副業・兼業について』

2017年の働き方改革実行計画においては、労働者の副業・兼業を推進することが示されました。その後、モデル就業規則の改定、副業・兼業の促進に関するガイドラインの策定が行われましたが、実態としては多くの企業が副業・兼業を認めていませんでした。その大きな一因であった労働時間管理の難しさを解消すべく、2020年9月にガイドラインの改定が行われるとともに副業・兼業の場合における労働時間管理の解釈通達が発出され、大きく前進することになりました。今回は、副業・兼業の推進に対して、(先に雇用契約を締結している)事業主の立場からいくつか留意点を確認します。

質問

当社の就業規則には、従業員の二重就職（副業・兼業）の禁止を明記していますが、改定すべきでしょうか。

回答

労働者は労働時間以外の時間については自由な利用が認められており、少なくとも一律に禁止するという内容になっていけば、副業・兼業が自社での業務に支障をもたらすものであるかどうかを今一度精査する必要があると思われます。ただ、労務提供上の支障、業務上の秘密の漏洩、競業避止等の観点で副業等を制限・禁止することも職種や立場によっては合理性が高いと判断される可能性もあります。その場合は先述の観点から副業・兼業が制限される仕事の内容や対象労働者の範囲等を就業規則に明記しておく必要があります。

質問

働き方改革の名のもとに、労働時間の短縮を進めようとしている現在、副業・兼業を推進するという政策が同時に打ち出されたことに、大変違和感があります。どのように向き合えばいいでしょうか。

回答

企業としては労働者の知識・経験の獲得、人材の流出防止を第一義としてとらえ、労使双方の良好なコミュニケーションのもとで運用される人事施策と考えてはどうでしょうか。職務専念、技術や情報の漏洩防止、競業避止、そして何よりも労働者の健康確保といった点で、労使双方の十分な理解のうえで進められるべきものだと思います。

質問

改正ガイドラインでは、労働時間の通算についてどのようなルールが示されたのですか。

回答

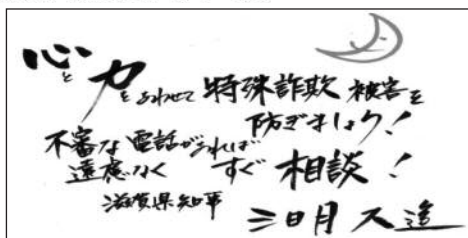
副業等を行っている場合、自社と副業先等の労働時間を通算した上で、労働時間管理を行わなければなりません。具体的には、労働者から副業先等の業務内容や労働契約締結日、期間、所定労働日（時間）、所定外労働の有無等を申告させ、これをもとに「原則的な通算方法」と「簡便な労働時間管理の方法（管理モデル）」のいずれかの方法をもって労働時間の管理・把握を行うこととされました。また、通算した結果法定労働時間を超える部分は、改正ガイドラインに従って、どちらか又は両方の事業場の時間外労働となります。詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載されている「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参考にしてください。

特殊詐欺からあなたを守る

『留守番ボタンをポチッと』作戦！

★★★在宅時も家の電話を留守番電話設定にするだけ！

詐欺犯人は留守番電話につながると電話を切ります。
メッセージを聞いて、必要なところにだけ、掛けなおしましょう。
【三日月知事からの直筆メッセージ】



滋賀県労働相談所

電話番号 **077-511-1402**
苦勞ない労使
0120-967164

(フリーアクセスは、滋賀県内固定電話
(もしくは公衆電話) からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～17時
(12:30～13:30は除く)

場所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階
(面談相談は事前連絡が必要です)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL : 077-528-3751 FAX: 077-528-4873
URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/>
E-mail : fe00@pref.shiga.lg.jp